

令和3年横審第12号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

指定海難関係人 b

職 名 モーターボートB操縦者

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年8月13日13時40分

愛知県鳶ヶ埼北方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	モーターボートA	モーターボートB
----	----	----------	----------

全長			3.55メートル
----	--	--	----------

登録長 7.22メートル

機関の種類 ディーゼル機関 電気点火機関

出力 80キロワット 1キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央より後方に操舵室を配し、同室前部左舷側に舵輪、舵輪前部にGPSプロッター及びレーダーを備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が単独で乗り組み、家族及び知人6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、令和2年8月13日12時30分愛知県衣浦港の係留地を発し、同県海田鼻北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、13時00分釣り場に到着して釣りを行ったものの、期待した釣果を得られなかったことから、釣り場を鳶ヶ崎東方沖合に変更することとし、13時31分大井港第1号防波堤灯台（以下「大井1号灯台」という。）から339.5度（真方位、以下同じ。）2.3海里の地点で、周囲を一見し、進路方向に他船がないことを確認して発進し、直ちに針路を146度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、13時38分大井1号灯台から353度1.15海里の地点に達したとき、正船首620メートルのところにBを視認することができ、その後、同船が錨泊中の船舶が掲げる形象物を表示していなかったものの、船首を風上に向けて移動しない様子から錨泊していることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場発進時に周囲を一見して進路方向に他船を認めなかったことから、依然として前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付か

なかった。

a 受審人は、Bを避けることなく続航し、13時40分大井1号灯台から003.5度1,600メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの左舷中央部に前方から34度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、b指定海難関係人が貸しボート業者から賃借したFRP製手漕ぎボートに、同人が持参した船外機を船尾に取り付けてモーターボートとしたもので、小型船舶操縦免許を有しないb指定海難関係人が操縦者として1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日10時00分鳶ヶ埼北側にある海岸を発し、同埼北方の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、10時05分衝突地点付近の釣り場に到着し、水深約10メートルの海中に船首から重さ約5キログラムの手製の錨を投じ、錨に連結した直径5ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ30メートルの合成繊維製錨索を約15メートル延出して船首部の係船用リングに係止したのち、機関を停止し、錨泊中の船舶が掲げる黒色球形形象物を表示しないまま、船首を北方に向けて錨泊を開始した。

b指定海難関係人は、同乗者が船体中央付近で、自らは船尾部の操縦場所付近で、それぞれ右舷方を向いて腰を下ろした姿勢で釣りをを行い、13時38分衝突地点で、船首が000度を向いていたとき、左舷船首34度620メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況で

あったが、見張りを十分に行わなかったもので、このことに気付かなかった。

b 指定海難関係人は、Aに対して注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続け、13時40分少し前左舷船首至近に迫ったAを認めて大声で叫んだものの、効なく、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船尾部外板に破口等を生じて浸水し、衝突地点付近で沈没したものの、後に引き揚げられて廃船処理され、Bは、左舷中央部に割損を伴う擦過傷を生じた。

(航法の適用)

本件は、鳶ヶ埼北方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したもので、同沖合には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鳶ヶ埼北方沖合において、新たな釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによつて発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、鳶ヶ埼北方沖合において、新たな釣り場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り場発進時に周囲を一見し

て進路方向に他船を認めなかったもので、依然として前路に航行の支障となる船舶はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けないまま進行して衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和4年2月25日

横浜地方海難審判所

審判官 吉 川 弘 一